

[事案 29-297] 配当金支払等請求

・平成 30 年 5 月 31 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-296] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

満期保険金等の支払いを受けたが、過払いの保険料があるとして、その返還および支払われた金額以上の配当金等があるとして、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 49 年 2 月および昭和 52 年 2 月に契約した 2 件の養老保険について、過払いの保険料があるので、返還してほしい。また、支払われた金額以上の配当金等があるので、支払ってほしい。

- (1) 金額は不明だが、払いすぎた保険料を時価に換算して返金してほしい。(請求①)
- (2) 中途付加した特約の保険料が満期保険金の必要経費（正味払込保険料）に反映されていない。使途不明金（上乘せ分）を時価に換算して返金してほしい（請求②）。
- (3) 金額は不明だが、配当金、特別配当金を時価相場に換算して支払ってほしい（請求③）。
- (4) 金額は不明だが、保険料前納金積立利息を支払ってほしい（請求④）。
- (5) 払済特殊養老保険金を支払ってほしい（請求⑤）。
- (6) 60 歳から 80 歳まで据え置きして配当金が 0 円とは考えられない。金額は不明だが、配当金を支払ってほしい（請求⑥）。

<保険会社の主張>

当社は、支払うべきものは適切に支払いをしており、申立人の申立てには理由がないと判断されるので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、申立人の主張を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

- (1) 請求①については、申立人の請求の根拠が明らかではなく、申立人が支払った保険料に過払いがあったという証拠の提出もされていないことから、保険料の過払いを認めることはできない。
- (2) 請求②については、満期保険金の支払案内文書の「必要経費（正味払込保険料）」欄の金額に対し、実際の払込保険料が上回っていることを根拠にするものと解するが、この差額は満期保険金の「必要経費（正味払込保険料）」には反映されない特約の保険料であり、提出された書面および事情聴取の結果によっても、申立人が保険料を払いすぎたとは認められない。
- (3) 請求③については、保険会社の算定が誤りであるという証拠はなく、保険会社が既に支払いをした配当金、特別配当金以上の配当金、特別配当金があるという証拠の提出もない。

したがって、保険会社において、支払済みの金額以上の配当金、特別配当金の支払義務があるとは認められない。

(4) 請求④については、約款では、保険料前納金または一括払分保険料は利息をつけて積み立てておく等の取扱いを規定しているが、本契約は月払いであり、前納または一括払いを行っていないことから、本規定の適用はない。

(5) 請求 5 については、払済特殊養老保険の満期保険金累計額よりも大きい特別配当金を満期時に支払っており、保険会社に対して、既払金以上の支払義務があるとは認められない。

(6) 請求⑥については、申立人は、社員配当金の積立利率が「年 6 分」、「年 8%」と記載された「利率その他取扱基準表」を提出しているが、約款には、「社員配当金・保険料前納金等の積立利率等については、当社の定めた方法により利息を付加する時における利率により処理いたします。」と記載されており、将来にわたり年 6 分や年 8%が社員配当金の積立利率として保障されるものではないことがわかる。

当事者から提出された書面および事情聴取の結果によっても、満期保険金とともに支払われた配当金以上の配当金があるとは認められない。